

戦後在日朝鮮人資料の復刻について

・湖北社・自由生活社版を中心にして

△立英達

在日朝鮮人の歴史や法的地位の学習において、とても有用で
すいぶんお世話になっている資料集に、次の湖北社と自由生活
社から刊行された復刻本がある。

湖北社（東京都千代田区神田神保町一一五五　☎〇三一二九
二一〇五九七）

現代日本・朝鮮關係史資料

第一輯 エドワード・W・ワグナー著「日本における朝鮮少數
民族（一九〇四年と一九五〇年）」

第二輯 「在日朝鮮人団体重要資料集（一九四八年と一九五二
年）」

第三輯 「在日朝鮮人待遇の推移と現状」

第四輯 「朝鮮解放運動史（一九一九年と一九五三年）」

第五輯 「朝鮮における日本人の活動に関する調査」

第六輯 「在日朝鮮人管理重要文書集（一九四五年と一九五〇
年）」

自由生活社（大韓民国ソウル特別市鍾路区昌成洞一一七、日
本国東京都港区芝五丁目一八番一号一九三四室　☎〇三一
四五五一四一五八・四三一・四五四七）

坪井豊吉著「〈戦前・戦後〉在日同胞の動き——在日韓国人
（朝鮮）関係資料——」

これらの本は、いづれも日本政府内の執務参考資料として内
部的に刊行された研究報告書・翻訳書・資料集の復刻版である。
しかし、復刻版といつても、原著の完全な複製ではなく、タイ
トルを変えていたり、著者や発行元を伏せていたり、序文や後
書きなどを削っていたりして、部分削除や一部加工のある不
完全なものだ。（その理由は、著作権侵害のクレームを避ける
ためであると推測される。）

いざれも本文の主要部分はきちんと複製されているので、便
利な図書ではあるが、資料を特定し、その性格を判断するにあ
たって重要な、誰が、いつ、どこから、どういう目的で、刊行
したものであるかが、それらの復刻版からは分からない。した
がつて、原著を知らず、復刻版だけで研究資料として利用すれ
ば、資料批判が不十分であるとの誇りをまぬがれないだろう。
そこで、これらの復刻資料集をより有効・適切に利用できるよ
うに、原著の題名、著者・編者・訳者、発行元、刊行年月、復

刻本との違いなどを調べてみた。

以下、調査できた範囲内で、関連情報を含めて順次記している。

I 湖北社復刻版「日本における朝鮮少数民族」（一九七五年）

英文原著 Edward W. Wagner "THE KOREAN MINORITY IN JAPAN 1904-1950" (International Secretariat Institute of Pacific Relations 1951)

復刻版底本の翻訳書 ドワード・W・ワグナー著「日本における朝鮮少数民族」（一九六一年）

ドワード・W・ワグナー著「日本における朝鮮少数民族」（一九六一年）

* 外務省の訳本が湖北社復刻版の原本であるが、復刻版では原本にある次の部分が省略されている。

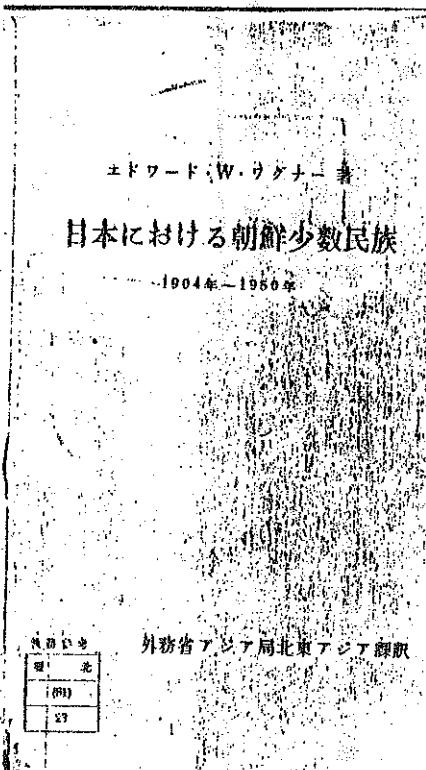
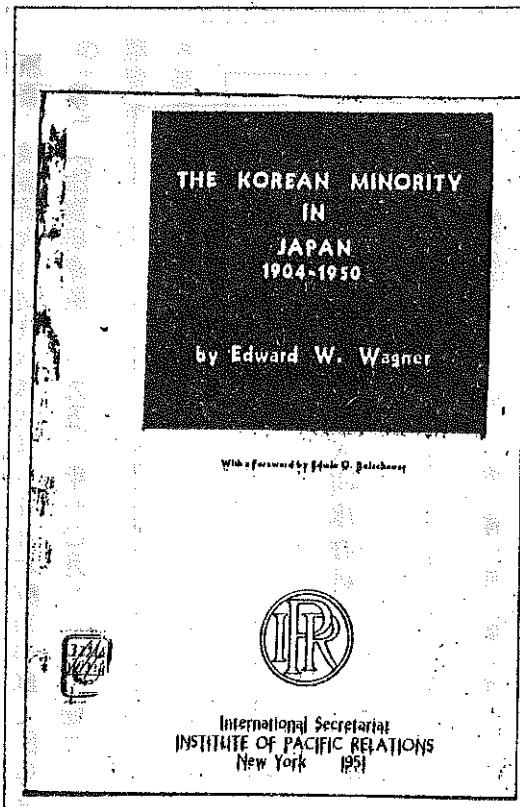
田利一（〔付1〕）

「序言」エド温ン・O・ライシャワー

「太平洋問題調査会」太平洋問題調査会国際事務局

最近、龍溪書舎からも、この外務省訳本の復刻版が出版されたが（一九八九年三月、一八五四円）、湖北社版とまったく同じで、右の部分のない不完全なものであるのは残念なことだ。（英文原著のコピーは、私の手元にあります）。

II 湖北社復刻版「在日朝鮮人団体重要資料集」（一九七五年）



1989.7.30

原著 檢察研究特別資料第六号「在日北鮮系朝鮮人団体資料集」(法務研修所 一九五二年一〇月)〔部外秘〕

原著 法務研究報告書第四三集第三号 森田芳夫「在日朝鮮人待遇の推移と現状」(法務研修所 一九五五年七月)

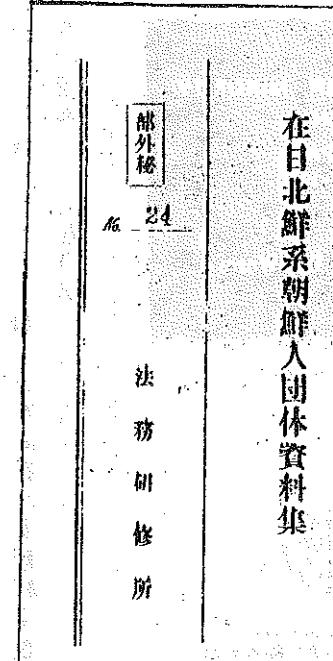
昭和二十七年十月
検察研究特別資料第六号

在日北鮮系朝鮮人団体資料集

部外秘

24

法務研修所



*原本は、法務省内の検察研究所の特別資料シリーズの一冊である。原本にあって湖北社復刻版にはないのは、次の短い「まえがき」だけである。

公安警察の運用上北鮮系朝鮮人団体の動向と実体を明らかにする要のあることはいうまでもないが、今回最高検察庁公安調査室からこれらに関する資料の提供を受けたので、ここに印刷配布して参考に供する次第である。

昭和二十七年四月

法務研修所

である。

III 湖北社復刻版「在日朝鮮人待遇の推移と現状」(一九七五年)

原著 法務研究報告書第四三集第三号 森田芳夫「在日朝鮮人待遇の推移と現状」(法務研修所 一九五五年七月)

〔この報告書は、その性質上、部外秘に準じ取扱に慎重を期せられたい。〕との付箋つき

〔禁録〕昭和三十年七月

究

研

報告書 第四三集 第三号

在日朝鮮人待遇の推移と現状

法務研修所

法 研

び研究員氏名

*原本にあって復刻版にはないのは、「はじめに」森田芳夫(〔付3〕)

〔昭和二九年度法務研究(法務研究報告書第四三集)題目及

IV 湖北社復刻版「朝鮮解放運動史」（一九七六年）

だけである。

朝鮮語原著 朝鮮民主主義共和国の朝鮮労働党発行の学習文
獻である「政治学校用参考資料」
＊この原本が具体的にどのようなものであるかは不明。

復刻版底本の翻訳書 朝鮮資料「二」「北鮮の解放運動史」
—政治学校用参考資料——（公安調査庁 一九五七年七月）
月)

原著 大蔵省在外財産調査会編「日本人の海外活動に関する調査」
る歴史的調査（大蔵省管理局 一九五〇年七月）
〔全三七冊、極秘〕

北鮮の解放運動史

政治学校用参考資料

公安調査片

初解説(三)
附録三二年七月

* 膨大な調査報告書のうち「朝鮮篇」は第二巻から第一一巻までの一〇分冊を占める。湖北社の復刻版は、この「朝鮮篇」のなかの第二分冊と第九分冊だけの分にすぎない。全巻の完全復刻版は、韓国ソウルの高麗書林より刊行されている（一九八五年六月）。

この復刻出版については、かつて龍溪書舎が計画準備していたところ、国が著作権を理由に出版差し止めの訴訟を起こし、官公庁の公文書の著作権について争われたが、龍溪書舎側が敗訴したといういわくつきのものである。

全冊概要目次

* 原本の翻訳書は、公安調査庁調査第二部朝鮮資料室による朝鮮資料シリーズの一冊で、木下調査官の翻訳編集によるもののこと。原本にあって復刻版には、「序」公安調査第二部長・宮下明義（〔付2〕）

通卷 総 篇 分冊 内 容
○第一章 近代に於ける日本経済の発達
○第二章 植民統治に於ける日本
○第三章 日本及その植民地に於ける人口の発達

VI 湖北社復刻版「在日朝鮮人管理重要文書集」(一九七八年)

原著 外務省政務局特別資料課・編「日本占領及び管理重要文書集——朝鮮人・台灣人・琉球人關係——」(一九五〇年三月)

*この原本は、国会図書館の法令議会資料課にあることが判明しているが、現在のところ未見である。

*この「日本占領及び管理重要文書集」シリーズは、次のように七巻が、外務省の特別資料部（のちに特別資料課となる。第五巻のみ賠償序・外務省の共編）によって編集されたものである。第一巻から第四巻までは、東洋経済新報社から公刊されていた。その他は未公刊であったが、第五巻と第六巻は一九七七年の外交文書公開のおりに公表され、別巻は未公表のままである。

第一巻 基本篇(一九四九年一月)

第二巻 政治・軍事・文化篇(一九四九年三月)

第二巻増補(一九五一年二月)

第三巻 経済篇Ⅰ(一九四九年八月)

第四巻 経済篇Ⅱ(一九四九年一二月)

第五巻 特殊財産篇(一九五〇年四月)

第六巻 外国人篇Ⅰ(一九五一年三月)

別巻 朝鮮人・台灣人・琉球人關係(一九五〇年三月)

このうち第一巻から第六巻までについては、このたび日本国書センターから復刻版が出版された(『日本占領収蔵文書』全

六巻、一九八九年七月、六六九五〇円)。

この湖北社復刻版は、別巻の資料集本体の日本語部分だけの複製である(原著には、各種指令の英文も取められているが、湖北社復刻版では省略されている)。

また、湖北社復刻版には、原著の「解説」が抜けており、この部分は『在日朝鮮人史研究』(在日朝鮮人運動史研究会・編、エバーグリーン出版部・発行)第九号(一九八一年一二月)に収録されている。

この重要文書集シリーズの興味ある事実のひとつとして、一九四五一一月一日付「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」のなかの有名な朝鮮人・台灣人待遇の項目の日本語訳が、第一巻基本篇と別巻朝鮮人・台灣人・琉球人關係では違つてゐることがある。

第一巻 一二九~一三二頁(原本より)

(d) You will treat Formosan-Chinese and Koreans as liberated peoples in so far as military security permits. They are not included in the term "Japanese" as used in this directive but they have been Japanese subjects and may be treated by you, in case of necessity, as enemy nationals. They may be repatriated, if they so desire, under such regulations as you may establish. However, priority will be given to the repatriation of nationals of the United Nations.

1989.7.30

(に) 貴官は、中國人たる豪農人及び朝鮮人を、軍事上の安全の許す限り解放國民として取り扱う。彼らは、この指令で使用されている「日本人」という語には含まれないが、彼らは、日本臣民であつたのである。他の必要の場合は、貴官によつて敵國人として取り扱われることができるのである。彼らは、もし希望するならば、貴官の定める規則によつて送還されることがある。しかしながら、連合國人の送還に優先權が與えられる。

別巻

一〇頁（湖北社復刻版より）

(に) 貴官は、軍事上の安全が許す限り中國人たる台灣人及び朝鮮人を解放人民として処遇すべきである。かれらは、この指令で使用されている「日本人」という用語には含まれない。しかし、かれらは、いまもなおひきつき日本國民であるから、必要な場合には、敵国人として処遇されてよい。かれらは、希望するならば、貴官の定める規則に従つて、引き揚げができる。しかし、連合國人の引揚場に優先權が与えられる。

VII 自由生活社復刻版「在日同胞の動き」

原著 法務研究報告書第四六集第三号 坪井豊吉「在日朝鮮

人運動の概況」（法務研修所一九五九年三月）（部外編）

*この自由生活社復刻版の奥付には、「光復三十周年記念出版研究用教材につき非売品」となつてゐる。原著は、公安調査庁の調査官・坪井豊吉（『在日本朝鮮人の概況』公安調査庁、一九五三年の著者・坪江豊吉、朝鮮資料（五）『朝鮮民族独立運動秘史』公安調査庁、一九五九年の著者・坪江油二と同一人物

法務研究報告書 第四六集 第三号

在日朝鮮人運動の現況

であり、本名が坪井豊吉による法務研究の報告書である。

原著に附して復刻版にないのは、

「まえがき」坪井豊吉（〔付4〕）

「朝鮮人運動主要団体組織系統圖表」（折り込み）

である。

なお、復刻版には、付録として一九七五年度現在の民団・韓連の各種団体に関する資料が付けられている。

高嶺石・著『在日朝鮮人革命運動史』（柘植書房、一九八五年）の解放後の記述は、その資料の大部分をこの自由生活社の復刻版に依拠しているが、原著の注記がない。それでは資料の出所が日本政府の公安資料であることが分からず、適切な引用とは言えないであろう。

〔付1〕『日本における朝鮮少数民族』の「本書の翻訳に当つて」

本書の翻訳に当つて

本書は、エドワード・W・ワグナー氏 (Edward W. Wagner) 著 "The Korean Minority in Japan, 1944-1980年" (太平洋問題研究会国際事務局、ニューヨーク、1981 年発行) を翻訳したものである。

ワグナー氏は、第 2 次世界大戦に大学在学中に召し、1945 年 9 月以後、在朝鮮米軍行政外事課に勤務した。1947 年、米国に帰り、ハーバード大学院で朝鮮史を研究。その間、韓国に赴き、また日本の天理大学で研究を深めた。現在、ハーバード大学の朝鮮学担当の助教授であり、米国における同分野の新進学者として著名である。

当時、20 才代の著者が、在日朝鮮人問題の重要性を認識して、これと取り組み、最初期にこの充実した調査をものしているその熱意には、深い敬意を表さざるを得ない。しかし、著者がこの書を「在日朝鮮人問題」の範囲にのみ限らず、とくに、

- (1) 本邦以外には、在朝鮮米軍政府および連合國軍司令部による在日朝鮮人処理について、まとられたものがないこと。
- (2) 日本人研究者には気付かぬよう自身の見解判断が現段階にみられること。

(3) 資料の抄録がわざわざなく、しかもその叙述に当つて一々その引用したこと。

この点は、著者の立場を明示して研究者の前に置いていること。本の特徴をしない。在日朝鮮人問題について、まとまつた報告書のきわめて少たい現在、本書は貴重な研究文献の一つであると考え、著者の論解を得た上で翻訳し、参考として印刷することとした。

外務省アジア局北東アジア課長

前田利一

昭和 36 年 8 月

〔付2〕『北鮮の解放運動史』の「序」

序

この対話は、当番語翻訳対話において、ときに刊行した「北朝鮮人民主共和国の実体について」に併記して、北朝から送られた朝鮮労働党中央の「政治学検用参考資料」を題材としてその説明をくわえて作成したものである。

北朝ではかねてから、在日朝鮮人に対するマルクス、レーニン主義学説を掲げとする民族教育に意図をもつて、これらを朝鮮語で系統的に説いておられるが、最近は教育省機関報「朝鮮民主主義人民共和国」によると、北朝は「在日朝鮮人教育運動系の基本的任務」等を掲示し、その裏付けとして「概二千余万円の教育資金まで送つておこらる」。

田舎町一戸の二重をけす在日朝鮮人連絡会では、この北朝の教育方針をそのままとりいれてこの題文を各校、学校はもろとも組織内部の教材として、最適度に利用することを掲げし、まだ現に使用をめぐらす。

この教科の内容にもられたものは、「労働者を中心とする朝鮮人左翼団体の紹介」とあるものであるが、その點からは、解説論述的にさほどおれただて左翼運動に偏り、一貫性をあなどる。これが労働党中央が選ばれたかのように書き立てたもので、實じがたし詭弁がきわめておなじ。

このような虚偽と放謬と併せてあらわす教科を面倒をせば、「民族共同意識をありだす」これをじおじしてマルクス、列寧主義を注入しようとする疑惑が顕在化されるのである。

おなじにつけ加えたりことは、其教科の伴成は都合木下鶴瓶が多忙なをもとを用ひ、駆逐派にあたつたものでその轟轟と勢力をだらしでよく説教を表す次第である。

昭和三十二年七月

全教科審定課主任第 1 部長

宮下明哉

(付3)『在日朝鮮人運動の推進と現状』の「はじめに」

はじめに

在日朝鮮人問題は、今日の外国人管理上、もむめて特殊な重要な分野をなしてしまった。最初に明らかには、これを総合的にみた研究は非常に多くはないが、戦後には、以前の文部省が収集した民族官庁が多数にわたるため、複雑な調査がなされなければならない。かねてはヨーロッパ、W. Wagnner氏の「在日朝鮮少数民族」Edward W. Wagner: The Korean Minority in Japan 1904-1950——これが日本統治時代のものであるのみならず、ヨーロッパ、アメリカ、オーストラリア等の世界で最も多く研究がなされている。

実は本稿でもう一つ、あくまで客観的に説明するに止めた。国策は社会面における政策、民族的な政策ばかりではなく、政治的、経済的、文化的、社会的など、多方面で政策が実行された。今後の研究者のために、参考にした歴史を記述するだけだ。

だが、歴史から見た歴史とは、その問題の重要な全貌であるが、起因がわからなければその中身はどうしても入り手が見つけられない。

本稿の歴史をあらわすために、法務省入国管理局（企課）、法務省大臣官房（調査課）、民事局（第五課）、刑事局（取締課）、矯正局（矯正課）、法務省（監禁課）、特別調査課）、法務監督課、公安調査課（監査課）（監査課）、法務刑務所、警察市刑務室（拘置課）、法務施設課）、矯正課（矯正課）、監査課（監査課）、法務局監察室、人事院監察室（監察課）、管理局（法務課）、法務常勤局（監査課）、自衛庁（行政部会監査課）、外務省大臣官房（文部課）、アツラ局（第五課）、糸網局（第四課）、大蔵省主税局税關部、銀行局（特急金庫課）、國税庁税關部（酒税課）、文部省初等中等教育局（地方課）、大学準備局（学生課）、郵政局（調査課）、統計課、調査文部課）、厚生省大臣官房統計部（統計課）、企業衛生局（衛生課）、税關子監理）、医療局（國立衛生研究所）、社会局（保健課）、引揚援護局（総務課）、引揚課、業務課（引揚、送還課室）、人口問題研究所、農業指導課監督課（農耕課）、水産庁生産局（漁業課）、運輸省港務局（航政課）、運輸省港務局（外航課）、船員局（登録出港課）、船員局（船舶部課）、海上保安庁事務取扱部（公安課）、海事局（監察課）、東京税關部事務總局（税關局）（税關課）のほか、農林省、國立国会図書館、日本郵便公社、全国年販会、全國公用組合協会、アメリカ大使館監督館などですね、東京都、大阪府、京都府、福岡県等の地方庁を諮詢し、また中央日韓協会の文庫もみた。

以上のうち、とりに入国管理局内の方々のはか、総務の歴史について、法務省企課第一課第一課長江事務官、警察厅拳銃部警備第一課機械修理（甲富山田某）、引揚課について厚生省引揚援護局經濟課諭來事務官、人口について厚生省統計監理課山木友官および統計課の方々、人口問題研究所土田企画科長および企画科の方々、らい農の実施調整について厚生省國立農業試験供給事務官に、一方ながら實力としていただけではなく、調査を教示した。

朝鮮人側で発行した通報、新聞、雑誌、パンフレット、連行本なども毎日目を通じて、朝鮮人側の話をひきもあく、せんじに抱き合はずぐれのあくらむを経じたが、勢力、時間の上から制されをばしつぶなかつた。その点は不満感を抱きながらも理解してしまつたのである。

これまで紹介した調査が、今後の在日朝鮮人問題の正しい歴史の創造に少しでも役立つならば、無上の幸いとするところである。

昭和三十年五月

森 田 勝 夫

(付4)『在日朝鮮人運動の概況』の「あとがき」

七
九
九
七

かねにから、終戦後の在日朝鮮人対策が日本の大元々が社会問題に発展し、これが総合的対策の資金運営を歴十一年とが、野野の各方面で漸く叶はれていた。しかし、この種本院の問題はいわゆる「朝鮮人問題」の問題、過渡的な根本的調査へ対策が取引たるが、その実態調査から現状の問題に焦点があつた。この調査の過渡的問題の解明には、そら問題の手をひきたりむじやながつだといひが、いふべく、送致所總院問題のめりこむ。この根本的調査に、1) 治安手かりいふ点やむれいは、「朝鮮のたまにほんじうのりひやくのじむ」といふ。

セリヤ「わたくしの『薄吉』の名など、経験の八月から既に一年半かたの在日露籍人間の暮れおと向ふに付
るもの、その本格的開拓のこころか! おとつて御心がおもひやうが、これがいがおひびくやう、世界の十三卅四の
その他の開拓地を、各方面に延長ゆき立たれど、やがてはるはるの困難はめぐらしだよ。ただおひの
外務省アシスタント第一課、國務官僚事務官、監修官公使館川田勝、監修官國務省外務省外務省同上
難など各方面に廣く影響を及ぼすのである。やがてお酒の弊害を見じては、たゞの御存の弊害がいかでなか
である。りんりん人間開拓院の小笠原清宣、山田洋輔、吉田正義等は、國務省外務省川田勝、川田勝、川
田勝がどうぞ貴重な資料の提供がいたゞくやうだ。將來はやがて在日露籍人間の眞体をおさげたものといふ

- 一、ワグナー著「在日朝鮮少数民族」(一九五一英文)
 - 二、法務省統計所「在日朝鮮族朝鮮人臣民登録簿」(一七、一〇)
 - 三、蛭井豊吉著「在日朝鮮人の概況」(昭和二八年、八月)

四、民族尊卑觀－在日朝鮮人運動 (1910-1945)

五、森田事務官報告・在日朝鮮人通過の推移と現状（三〇・七）

ながるに生れ、日本が最初に「日本共産党」を組織した「新左派」、「新左派」は、主にその内閣の政策をめぐる問題で争った。しかし、この「新左派」は、主にその内閣の政策をめぐる問題で争った。

これが豊かなものだ。しかもこの中の精神的木板木などといふ箇所は「ひらめき」、「ひらめき」による靈氣を得て、精神的豊かさをもたらすのである。

「北鮮」は日本方面の相互防衛の問題も一解決して、行き詰つてしまひ日本海軍艦を近く再開されねらむところ。北鮮からいわゆる対日平和攻撃費、教育援助資金三億二千百余万円の差付などもあってとうやく締結化し、日本と南北朝鮮との問題はいよいよ複雑化をもつて来た。われわれは、在日朝鮮人にたいするいわゆる同化政策の可否は別問題として、該艦船の「昭和」九年の南洋人と朝鮮人にたいする待遇が第一の発端が、九年がすべて実現をめざしてから一大の大東亜戦争に食いついてしまふ。現在の在日朝鮮人の待遇にあたつて纏うべきはだらけだらの問題である。それがまた最近の「自分たちがつくつた選択を無視するから外國人の国内民族」といふおそれだがやからである。斯く危機へいたるのも当然。カリセミの「露宿」などたゞ一つが、何よりも本筋ではないかと思ふが、指揮といつて、「在日朝鮮人問題の本筋」に即して感心するものでないかと考へる。

「日暮れ」を要綱とした物語「新宿」は、この文庫の出版初年（昭和12年）から連続して刊行され、その題材は、